**平成２６年（フ）第１１７３号**
神奈川県藤沢市亀井野2023番地
債務者　川本寿寿子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３３８号**
神奈川県藤沢市亀井野３丁目22番地の14　アンプルール湘南ヒルズ202
債務者　橋本　　亮
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３４７号**
横浜市磯子区磯子５丁目６番３―303号
債務者　間邉三佳津
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３５２号**
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目43番22号　金子荘101号
債務者　並木　　正
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３６０号**
横浜市戸塚区前田町56番地１　藤和東戸塚ハイタウン322号
債務者　土井ゆみ子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１８５号**
岡山市北区十日市西町８番４号　シティコーポ十日市西102号
債務者　林　　孝光
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５９０号**
東京都青梅市藤橋２丁目41番地の１
債務者　加藤　健太
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第３９号**
熊本県水俣市月浦247番地30、住民票上の住所熊本県葦北郡津奈木町大字福浜1696番の２地
債務者　開田　利香
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２６年（フ）第６６５号**
東京都府中市白糸台２丁目６番地の１ライム武蔵野台302
債務者　喜納　政治
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２５９号**
静岡県浜松市北区三ヶ日町福長295番地の８えいすうセゾン223号
債務者　黒田　忠司
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第８４０８号**
東京都港区麻布十番２丁目９―８―402
債務者　園田　孝子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８４１０号**
東京都練馬区東大泉１丁目27―23―201
債務者　栗原　茂樹
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８４１１号**
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目５―８―8308
債務者　首藤　三男
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８４１３号**
東京都杉並区下高井戸２丁目15―15―201
債務者　村上美穂子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８４７７号**
東京都東久留米市八幡町２丁目11―１―407
債務者　大阿久行夫
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８４７８号**
東京都練馬区関町南４丁目13―５
債務者　森　　聖嗣
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部